

岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医師修学資金)

令和2年8月時点

※今後、内容が変更となる可能性があります

1 キャリア形成プログラム（岩手県医師修学資金）とは

将来地域医療に従事する意思を持ち、岩手医科大学医学部の地域枠入試制度により岩手医科大学医学部に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けた医師は、岩手県が策定したキャリア形成プログラム（医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画）の適用を受けることとなります（医療法規定）。

2 キャリア形成プログラムの詳細

(1) プログラム対象者	岩手医科大学学校推薦型選抜地域枠A（岩手県出身者枠）により同大学に入学し、岩手県から岩手県医師修学資金の貸与を受けて医師となった者
(2) プログラム期間	11年間
(3) 臨床研修	○ 原則として、県内の臨床研修病院で研修を行う。 ○ やむを得ない理由により、県外で臨床研修を行った場合は、その期間をプログラムの一時中断期間として取り扱う。※ 2-(6) 参照
(4) 診療科の制限	○ 診療科の専攻に関する制限はなし 【参考】19基本領域 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
(5) 勤務要件 (臨床研修後)	【配置基本ルール】 ① 臨床研修後に公的基幹病院での従事（2年間） ○ プログラム対象者の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置する。 ○ 専攻診療科の研修のほか、プライマリーケアの総合診療スキルの習得研修（研修プログラムについては公的基幹病院で別途作成）もあわせて行う。 ② 公的基幹病院を主たる従事先として、公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療の実施（2年間） ・ 公的基幹病院に勤務しながら原則週1～2日（応援先施設のニーズにより一定期間とすることも認める。）の公的基幹病院以外のプログラム対象施設への応援診療を基本とする。 ・ ①を経ずに②を実施することも認める。 ・ ①において県央・県南地域の医療機関（県立中央病院、県立中部病院、県立胆沢病院、県立磐井病院、盛岡市立病院、盛岡赤十字病院、北上済生会病院）に配置した養成医師は、原則として沿岸・県北地域の医療機関に配置する。

(5) 勤務要件
(臨床研修後)
のつづき

③ 公的基幹病院以外のプログラム対象施設（その他公的医療機関）での
従事（2年間）

- ・ プログラム対象者の専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外のプログラム対象施設に配置する。
- ・ 週1日は、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を行うことも認める。

④ 養成医師のプログラム満了後の医師としての方向性を考慮したプログラム対象施設での従事（3年間）

- ・ プログラム満了後の県内勤務を見据え、プログラム対象者の専攻診療科を考慮して配置する。

【配置基本ルールの運用】

- 上記に示した配置基本ルールについて、①の初期臨床研修後に公的基幹病院での従事（2年間）については、原則として、最初を実施するものとし、②から④については、県内の医師不足の状況やプログラム対象者の個々の事情に応じて順番を適宜変更する場合がある。

また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定する。

- ①もしくは②における沿岸・県北部での従事義務（2年間）と③の従事義務を同時に履行することはできない。

【例】沿岸部におけるその他公的医療機関での勤務は、③の履行として扱われる。

- ③の公的基幹病院以外でのプログラム対象施設での勤務より前に行われた岩手県高度救命救急センター（岩手医科大学）での勤務については、1年間を限度にプログラムの履行期間として認める。【配置特例1】

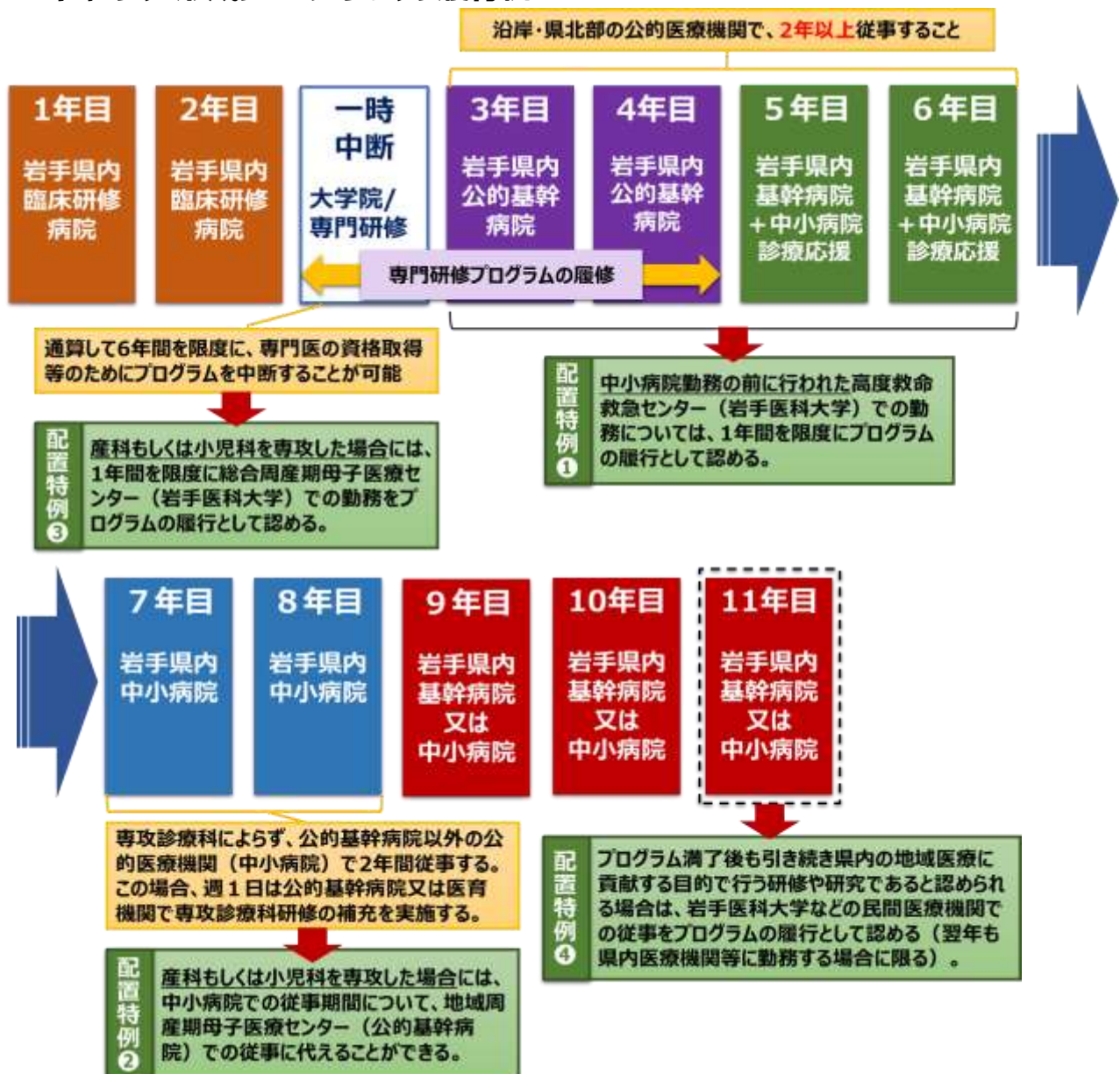
- プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、③について、地域周産期母子医療センター（公的基幹病院）での従事に代えることができる。【配置特例2】

- プログラム対象者が、産科もしくは小児科を専攻した場合は、1年間を限度に総合周産期母子医療センター（岩手医科大学）での勤務をプログラムの履行として認める。【配置特例3】

- ④の最後の1年間について、プログラム対象者が、プログラム満了後も引き続き県内の地域医療に貢献する目的で行う研修や研究であると認められる場合は、岩手医科大学附属病院などの民間医療機関での従事をプログラムの履行として認める（翌年も県内医療機関等に勤務する場合に限る）。【配置特例4】

<p>(6) プログラムの一時中断</p>	<p>○ プログラム対象者は、専門的な医学又は医療における必要な知識及び技術を習得するため、プログラムの期間内にプログラム対象施設以外で研修を受けることができるが、この期間は通算して6年を限度とし、キャリア形成プログラムの一時的中断期間として取り扱うものとする。</p> <p>※2-(5)の【配置特例2】、【配置特例3】及び【配置特例4】を除く。</p> <p>○ 上記の一時的中断期間とは別に、育児休業期間、介護休業期間、退職等の期間については、プログラムの履行期間に算入しないものとする。</p>
<p>(7) プログラム期間中の身分</p>	<p>○ プログラム対象者のプログラム履行期間の身分については、配置先の医療機関の雇用による当該医療機関の職員とする。</p>
<p>(8) プログラムの適用解除</p>	<p>○ 対象者から申出があり、国への協議の結果、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除する。</p> <p>○ プログラムの適用が解除された場合、年率9%の利息を付して奨学金を返還することとなるもの。</p>

3 キャリア形成プログラムの履行例



岩手県キャリア形成プログラム (岩手県医師修学資金)【履行先掲載版】

【凡例】※白抜きは県北・沿岸部に所在する医療機関
 ・公的基幹病院：◆◇県立病院 ★その他の病院
 ・その他医療機関：■□県立病院 ●○その他の病院
 ▲△診療所
 ・「C」：地域診療センター

研修・勤務先 ※1	備考	プログラム履行先
① 臨床研修 (2年)	○ 臨床研修後の勤務との連動を図るため、県内研修病院で実施	<①臨床研修病院：13病院> ◆中央病院 ◆中部病院 ◆胆沢病院 ◆磐井病院 ★岩手医科大学附属病院 ★北上済生会病院 ★盛岡赤十字病院 ★盛岡市立病院 ◇大船渡病院 ◇釜石病院 ◇宮古病院 ◇久慈病院 ◇二戸病院
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 専門研修・大学院等(通算6年可)※2 産科若しくは小児科を専攻した場合は、1年間を限度に総合周産期母子医療センター(岩手医大)での勤務を義務履行として認める。 </div> </div>		
② 公的基幹病院勤務 (2年)	○ 養成医師の専攻診療科を考慮して、当該診療科に関する指導医が在籍する公的基幹病院に配置。 ○ 専攻診療科の研修のほか、診療所レベル等の勤務において必要なプライマリケアの総合診療的スキルの習得研修も実施。	<②公的基幹病院：12病院> 岩手医科大学附属病院以外の臨床研修病院に同じ
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 専門研修・大学院等 </div> <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> ②③通算して2年間以上は、県北・沿岸部の医療機関で勤務すること </div> </div>		
③ 公的基幹病院勤務 +その他医療機関への 応援診療(2年)	○ 公的基幹病院に勤務しながら、週1～2日をその他公的医療機関で勤務	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 岩手県高度救命救急センター(岩手医科大学)での研修については、④の勤務前に行った場合のみ、1年間を限度にプログラム対象期間に含める。 </div>
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 専門研修・大学院等 </div> </div>		
④ その他医療機関勤務 (2年)	○ 専攻診療科によらず、原則公的基幹病院以外の医療機関に配置。 ただし、産科もしくは小児科を専攻した場合は、④の期間においても、地域周産期母子医療センター(公的基幹病院)での勤務が可能。 ○ その他医療機関で勤務を行ないながら週1日、公的基幹病院又は医育機関で専攻診療科研修の補充を実施。	<④その他医療機関：51機関> ●西根病院 ●葛巻病院 ●西和賀さわうち病院 ●総合水沢病院 ●まごころ病院 ●藤沢病院 ○済生会岩泉病院 ○種市病院 ▲安代 ▲田山 ▲雫石 ▲中央(遠野) ▲前沢 ▲衣川 ▲金ヶ崎 ▲猿沢 ▲室根 △綾里 △越喜来 △吉浜 △広田 △二又 △田老 △新里 △川井 △田野畑 △山形 △普代 △大野 △金田一 △浄法寺 △済生会陸前高田 ■遠野病院 ■東和病院 ■江刺病院 ■南光病院 ■大東病院 ■千厩病院 □高田病院 □大槌病院 □山田病院 □一戸病院 □軽米病院 ■療育センター ■いわてリハビリテーションセンター ▲沼宮内C ▲紫波C ▲大迫C ▲花泉C △住田C △九戸C
⑤ 公的基幹病院又は、 その他医療機関勤務 (3年)	○ 義務終了後の県内勤務を見据え、養成医師の希望を踏まえ配置。	

※1 ②～⑤の勤務の順番の入れ替えは可能。また、各医療機関でのプログラム履行は1か月単位で認定。

※2 自身の医師としてのキャリア形成を図るため、大学等での研修を通算6年間認める。